

第43回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年5月31日(月) 16:00~16:31

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから第43回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、亀田郁さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」等につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください。危機対策本部の対応状況についてです。

本日の会議の開催趣旨ですが、1にありますように3点、まず新型コロナウイルス感染症に関する県の対処方針の変更、そして飲食店感染防止対策認証事業費に係る補正予算の専決処分についての報告、3点目が、感染症の感染拡大の防止に向けた対応の確認となっております。

2の発生状況等につきましては、この後、健康福祉部より説明があります。

なお、県の対応についてですが、2ページ以降、変更部分についてはアンダーラインが付されてございます。本日は説明を省略いたしますので、後ほど御確認くださいようお願いいたします。

この資料については以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部長から説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは資料2に基づいて新型コロナウイルス感染症の感染者の状況等について御報告いたします。

まず、昨日5月30日16時30分現在での感染者の状況ですが、これまでに判明した感染者は2,341名で入院中の感染症患者は105名、宿泊療養施設利用者が67名、自宅療養者が82名となっております。

なお、この後、本日現時点までで新規に11名の陽性者が確認されております。検査の状況、それから相談件数については以下のとおりです。また療養状況・検査状況等の詳細については別紙に記載していますので後ほど御覧いただければと思います。

次に資料3を御覧ください。現時点での感染症の発生状況等について、この資料に基づきまして御説明いたします。まず1枚目の下、スライド2ですが、陽性者数の推移です。一番右端が現在ということになっております。新規の感染者は高止まりの状況が現在も続いております。

次に1枚おめくりください。スライド3は新規系統数の推移ということになっております。一番右側が5月30日ということになっておりますが、3月の下旬から4月、5月にかけて感染経路不明の新規系統が大きく増えているということがわかります。

それからスライド4ですが、圏域別の感染症患者の発生状況についてです。青森市保健所管内が999人、弘前保健所管内が727人と多くなっております。

次のページ、スライド5です。これは感染症患者の居住地市町村別に、発生の規模感を表したものになります。0人、1人から10人、11人から50人、51人から100人、

101 人から 200 人、201 人以上という6つの区分で各市町村を色分けしております。青森市それから弘前市、八戸市の3市については、赤色の201人以上ということで人口規模も大きいわけですが、発生患者が多くなっております。

それからその下のスライド6を御覧ください。これは人口10万人あたりの新規陽性者数の圏域別の推移をグラフに表したものです。黄色と赤色の横棒を引いておりますが、黄色は15人のステージ3、赤色が25人のステージ4の基準となっております。現在、津軽圏域ではステージ4の基準を超えている状況になります。また青森圏域ではステージ3の基準を超えているという状況となっております。

次のページを御覧ください。上のグラフ、スライド7は療養者数の推移についてです。棒グラフの青色が入院患者数で、黄色が宿泊療養者数、緑色が自宅療養者数、一番上のグレーの部分が入院調整中の方ということになっております。青色の部分、入院患者数については、先日、これまでで最大ということになっております。高齢者施設での感染が相次いでいるということもありまして、入院病床に関してはかなり厳しい状況となっております。

その下のグラフ、スライド8です。これは圏域別の病床使用率を表したグラフになります。津軽地域では84パーセント、西北五地域が71パーセント、青森地域が43パーセントと、県の西半分が非常に高い状況が続いており、県全体では49.8パーセント、これが昨日の5月30日現在の数値ということになります。

次のページを御覧ください。変異株の発生状況です。現在検査しているのがN501Y変異株になりますが、4月が全体の中で占める割合が1パーセントでありましたが、5月に入ってから、先日の時点で23パーセントと、徐々に変異株に置き換わりつつあるという状況が見取れます。なおN501Y変異株は中国株より感染しやすい可能性があり、若い人でも重症化しやすい傾向が指摘されております。変異株につきましては原則入院が必要となりますので医療への圧迫が懸念されるところであります。

次にスライド10からは、最近クラスターが発生した典型的な事例ということで、注意喚起のために具体例を挙げさせていただいております。

まず1つは学校で感染した事例です。学校におけるクラスターが複数確認されておりますが、特に運動に関する部活動で多くの学校が集まる場から、複数の学校に感染が広がり、それぞれの学校でさらに感染が広がったという事例があります。複数の学校が一堂に会する大会などは感染リスクが非常に高まります。特に試合の前後における他校の生徒・教職員等との会話、試合中の歓声、応援、控室の共用などで感染のリスクが高まっていると考えられます。そういったことから、万全の感染防止対策が取れない場合には開催の中止を含めて検討する必要があると考えています。また開催する場合は参加者全員で感染防止対策に関するルールを遵守して行うことが必要だと考えております。

次のページを御覧ください。これも最近発生している事例になりますが、飲食店以外の場での会食で感染した事例です。例えばお祝いの席ですとか、あるいはバーベキューなど親類、友人などが集まる場で感染している事例も多く見られています。屋内外を問わず、飲酒を伴う大人数での会食は感染リスクが高まるということが知られておりますので、飲食店以外であっても、また親類等、身内だけであっても会食は普段一緒にいる人と小人数で行う。逆に普段一緒にいない人とは、親類、身内であっても、そういった会食は当面の間は避けていただくことが必要かと考えております。

次に、趣味の場で感染した事例です。定期的に集まって同一の趣味を楽しむ場で感染している事例も見受けられております。週1回あるいは2回といったような定期的な集まりでも、普段一緒にいる方より感染リスクが高まります。特に休憩時の会話、終了後の会食等にて感染リスクが高まります。趣味の場で集まる場合であっても、休憩時のマスクの着用など感染対策の徹底をお願いしたいと考えています。以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更などにつきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは対処方針の変更について、資料4を御覧ください。

まず対処方針について、1の現在の状況ですが、この部分につきましては、国において緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施期間、これを一部の県を除いて令和3年6月20日まで延長したということに伴って、現在の状況が変えられております。

それからもう1点、2ページ、6(3)まん延防止のための対策の下から三つ目の丸のところですが、飲食店における感染防止対策の徹底に向けて、県による認証制度の導入を今回加えるというのが対処方針の変更となっております。

次に感染拡大防止に向けた県の対応ということで、資料5を御覧ください。

感染拡大防止に向けて、県として今後取っていく対応の1つとして、県主催のイベント・行事等の開催の考え方と、開催時における対策について、令和3年6月1日から当面の間、1の基本的な考え方の部分を、以下のとおり変更して対応していくということといたします。基本的な考え方としては、1つ目の丸と2つ目の丸を今回追加しております。不特定多数が集まるイベント・行事等については、開催を避けるか、万全の感染防止対策が確保できるよう開催方法を見直す。次に、既に日程等が決まっているイベント・行事等についても、万全の感染防止対策が確保できない場合は中止するか、開催方法を見直すということでございます。3つ目の丸についても、イベント・行事等を開催する場合は、三つの密の発生とともに大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されないことを前提として、形態に応じた感染防止対策を徹底した上で開催するという事です。また4つ目の丸の収容率・人数上限については、イベント開催制限の考え方、これまで示しているとおりでありますが、必要最小限の人数となるよう配慮をするということを加えさせていただきます。

県が主催するイベント・行事等の開催の考え方等については、6月1日からこのような考え方で各部対応をお願いしたいと思っております。2については変更ございませんが、そのまま付け加えさせていただきます。以上です。

○坂本危機管理局次長

次に補正予算につきまして健康福祉部長より説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは資料6に基づきまして、飲食店感染防止対策認証事業費について御説明をいたします。1枚おめくりいただいて横長の資料を御覧ください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、飲食店に対する第三者認証制度を実施するとともに、認証取得に向けた飲食店の感染防止対策を支援するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとしたものです。

まず実施スキームになりますが、飲食店からの認証申請を受けまして、現地調査を行い、認証基準を満たしている場合は認証し、認証ステッカーの交付や、当該飲食店名を県のホームページで公表することとしています。なお、認証基準を満たしていない飲食店につきましては、認証取得に向けて補助金や助言・指導等による支援を行うこととしているほか、認証基準を満たしている飲食店につきましても、より適切な感染防止対策を実施するために必要な経費について補助金による支援を行うこととしています。なお、この認証制度については、食品衛生法上の営業許可を受けた全ての飲食店を対象としています。

補助制度につきましては、認証制度の対象施設のうち、「従業員50人以下」又は「資本金の額又は出資の総額5,000万円以下」の中小の飲食店を対象としております。これらの店舗の例えばアクリル板や換気設備等の感染防止対策に要する経費を補助することとしております。補助の額ですけれども、一つとして一店舗あたり上限額10万円、補助率10

分の10。それからもう一つは一店舗あたり上限30万で、補助率を4分の3とする2つのメニューを用意しております。このいずれかを選択していただくことになります。説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明につきまして質問等ございますか。よろしいですね。

それでは本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず指示事項です。

先ほど関係部長から報告がありましたとおり、本日、新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店感染防止対策認証事業費について、補正予算を専決処分いたしました。

本県におきましては、飲食店に関連するクラスターが依然として発生しておりますことから、速やかに事業に着手するとともに、スピード感を持って実施するよう指示をいたします。また、実施に当たりましては、当該認証について、多くの飲食店に御利用いただくとともに、県民の皆様方にも広く認知されるよう周知面での工夫もそれぞれお願いいたします。

また、最近の感染状況をみますと、学校の部活動や大会をはじめ、人が集まるイベント・行事等を通じた感染拡大も確認されております。

関係部にあつては、不特定多数が集まるイベント・行事・大会等について、感染状況等によっては中止の判断をせざるを得ないことも念頭においていただきたいと思います。また、イベント・行事・大会等の実施に当たっては、主催者としての感染防止対策が適切に講じられているか改めて確認するとともに、当日に参加者全員が決められたルール等を遵守することを徹底するなど、しっかりと対応するようお願いいたします。

今後とも、感染防止対策と社会経済活動の維持について両立が図られるよう、日々変化する感染症の動向等をしっかりと見極めながら、引き続き、それぞれの所管分野において必要となる施策等を積極的に立案し、工夫を凝らし、実行に移すことをお願いいたします。

以上、現下の厳しい局面を乗り越えるため、県庁のチームワークを生かし、全庁一丸となって取り組むよう指示をいたします。

続いて、県民の皆様方をお願いを含めてお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、これまで、県民の皆様方には感染防止対策に御協力をいただき、本当にありがとうございます。

本日、飲食店において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するための認証事業費について、補正予算を専決処分いたしました。

この事業では、県が、飲食店の感染防止対策に係る認証基準を定めまして、そうした対策を適切に実施する飲食店の認証及び公表を行います。また、それぞれの飲食店が、認証取得やより適切な感染防止対策のための必要な設備等、例えば、アクリル板や消毒液自動噴霧器、あるいは換気設備などを整備する場合に支援を行うこととしております。

こうした取組は、本県におきましても飲食店に関連するクラスターが依然として発生していること等を踏まえ、一刻も早く対策を打つ必要がありますことから、今般、専決処分をしたところでございます。

また、新規感染者が増加し続ける中にありまして、現在211床確保している入院病床につきましては、最大50床程度の追加確保に向けて関係者と協議をしております。また、宿泊療養施設につきましては、100室が追加されまして、310室確保しております。

このほか、積極的疫学調査や検査、ワクチン接種などの更なる体制強化とともに、飲食業や観光業をはじめ、厳しい経営環境下にあります中小企業者等の事業継続に向けた取組支援などについても現在検討しておりまして、6月定例県議会に補正予算案を提案するために準備を進めているところであります。

県としては、今後とも、日々変化する感染症の動向等をしっかりと見極めながら、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立が図られるよう取り組んでまいります。

全国の感染状況は収束の気配を見せておりません。政府は、東京都等におきまして緊急事態措置等を6月20日まで延長いたしました。私ども青森県におきましても、感染が過去に例を見ないほど広がっており、様々な場面でクラスターが発生するなど、県全域に感染が拡大しています。

本県の病床の使用率は4割台で推移しておりますが、圏域ごとに見ていきますと津軽地方保健医療圏では8割、西北五地方保健医療圏では7割を超えております。県では、圏域間の入院調整等も含め、入院病床等の確保に努めているところでありますが、新規感染者数がこのまま拡大し続けると、全県的に医療提供体制がひっ迫し、新型コロナウイルス感染症の医療だけではなく、一般の医療にも大きな影響を及ぼすこととなります。そうなりますと、県民の皆様方の大切な命を守りきることができなくなってしまうことを大変憂慮いたしております。

そこで今日は、かなり具体的な感染事例についてお話していきたいと思っております。最近の感染事例としては、飲食店や学校の部活動に関連したもののほか、お葬式でありますとか、お祝いごととか、バーベキューなど、親戚や友人といった普段一緒にいない人と会食している場面や、趣味の集まりなどでも発生しております。クラスター化したものもありません。

こうした事例も踏まえまして、県民の皆様方に、人の流れと感染拡大を抑えるために以下の3項目について強くお願いをしたいと思います。

1 普段一緒にいない人との接触はできるだけ避ける！

どういうことかと言いますと、家庭や職場、学校等で毎日のように生活や仕事などの行動を一緒にしている人、これが「普段一緒にいる人」。そうでない人は「普段一緒にいない人」というふうに考えてください。これまでなかなか誤解があったんですけど、親戚や友人、近所の人であっても、毎日のように一緒に行動していない人、たとえ非常に近い血縁関係の人でも、普段一緒に行動していない人との会食、会合等は控えるということをお願いしたいと思います。なお、臨時農業生産情報についてもこういう思いで先般発出したものです。

それと、感染リスクが高い場所への外出・移動は避けるということと、この3週間は静かに過ごしていただくということ、何とぞお願いしたいと思います。

2 風邪症状などがみられたら、休みを取る・取らせる！

これは繰り返し、繰り返しお願いをしていますが、むしろ経営者や（施設等の）設置者の方に強くお願いしたいことなのですけれども、風邪等の症状などがみられたら休みを取る、取らせることが非常に重要となります。

ですので、毎日検温をしていただき、風邪等の症状などがみられた場合は出勤・登校・外出をせず、他人との接触を避けてください。

事業所や施設等では、ひとたびクラスターが発生すれば、濃厚接触者を含めて多くの職員の方が出勤できなくなり、関係する事業活動が数週間以上停滞するおそれがあるということ、何とぞ、事業所や施設等の設置者や管理者の方は御認識いただきたい。「ちょっとおかしいな」と思ったら1日、2日休むことによって、数週間停滞するというような状況にならないために、何とぞ御理解いただきたい。県では施設や事業所、そういった団体を取りまとめるところも含めて、県職員が訪問させていただいて、いろいろお願いや、事例をお話してきたところですが、未だに事業所、施設等でのクラスターが発生しているという状況です。風邪症状などがみられる時に「休みを取る・取らせる」、むしろ「取らせる」ということを徹底することを、それぞれの施設、事業所等に強く申入れしたいと思います。

3 イベント・行事・大会等は万全の感染防止対策を前提とする！

部活等の関係で高等学校、あるいは中学校等を含めて県教育委員会の方からそれぞれの市町村、あるいは団体等にもお話をさせていただき、勉強会も開いておりますけれども、不特定多数が集まるイベント・行事・大会等に関して、主催者等は、万全の感染防止対策がとれない場合、中止を含めて検討していただくようお願いしたいと思います。また、実施する場合には、感染防止対策を徹底し、参加者全員に決められたルール等を遵守させるなど、万全の上にも万全を期していただきたいと存じます。参加される方も、主催者等が定めたルールを守り、感染防止に最大限努めるということをお願いしたいと思います。

先ほど会食の場面等についてもお話ししましたが、「大丈夫」ではなく「まいね」ということです。それぞれに行動変容といいますか、自覚していただくということが、今、本当に大事だと思っております。

県内でも割合が増えている変異株は、感染力が高く、若者も重症化しやすいと言われており、感染しますと御家族やお仲間の方々にまで早いスピードで感染が広がっていきます。

皆様お一人お一人がお互いを守り合う気持ちで、引き続き、慎重な行動と感染防止対策を徹底する必要があります。

「これ以上の感染拡大を防ぐ」「医療提供体制を保つ」「みんなの命を守る」、そのために、何とぞ県民の皆様方の御理解と御協力を、そしてお一人お一人の意識と一緒に高めていただくことを、重ねてではありますがお願いを申し上げます。何とぞよろしくお願ひします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了といたします。ありがとうございました。